

障害木等伐採及び処分業務委託仕様書

この仕様書は、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が締結した委託契約書に基づき、受託者が履行しなければならない業務について必要な事項を定める。

（業務委託期間）

委託期間は契約締結日から令和8年12月18日（金）までとする。

（業務場所）

唐津市鎮西町早田1471-6 上場営農センター場内

（業務内容）

乙は、上場営農センター場内の3つの工区（位置図は別添）における高木、電線支障枝を伐採し、当センター場外において処分をする。

（業務量）

業務量については、別添の委託業務内訳書のとおり。

（里道等使用における安全対策）

障害木等伐採及び処分業務に際し里道等を使用する場合、乙は関係機関で許可を取り、通行制限等の措置を行うこと。

（電柱・電線付近での伐採業務）

電柱・電線付近で伐採業務を行うにあたり、乙は電力会社等の電柱・電線設置者と事前打ち合わせをするなどし、電線に電線保護材を設置し十分注意して作業を行うこと。

（切り株の伐根）

伐採後の切り株の伐根は不要である。

（費用負担）

委託業務の実施に必要な車両・機材等に係る費用及び、関係機関への打ち合わせ・申請等に係る費用などその他の費用については、全て乙の負担とする。

（その他）

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、乙は甲に対し協議を行うこと。